

令和2年度第3次補正予算成立に伴う介護料支給対象品目の追加について
(新型コロナウイルス感染症他、感染症予防対策等のための用品)

ご 案 内

令和3年1月28日
自動車事故対策機構

日頃より、当機構の業務にご理解を賜り誠にありがとうございます。

第204回国会(常会)におきまして、本日(令和3年1月28日)、令和2年度第3次補正予算が成立しました。これに伴い、介護料の支給対象となる品目を追加することとなりました。

【追加開始日】

令和2年度第3次補正予算成立日(令和3年1月28日)購入分から

※介護料の請求にあつては、従来の方と同様に領収書等が必要です。

【追加する介護料支給対象品目】

- 非接触体温計
- 消耗品
 - ・消毒(除菌)液、 ・手指消毒(除菌)剤、 ・消毒(除菌)用ウェットティッシュ、
 - ・消毒(除菌)ハンドソープ、 ・医療用マスク(不織布マスク)

具体的な介護料のご案内： 介護料の対象となる介護用品

<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/shikyukingaku.html>

お問い合わせ先： 最寄りの主管支所、支所

<https://www.nasva.go.jp/gaiyou/shozai.html>